

令和8年度 第1回宮代町いじめ不登校対策連絡会議会議録

開催日	令和8年6月9日(火) 午後3時10分～午後4時30分	会場	コミュニティセンター進修館大ホール
発言者	発言内容・決定事項		
事務局(司会)	1 開会 只今から令和8年度第1回宮代町いじめ不登校対策連絡会議をはじめます。		
事務局(司会)	2 挨拶 宮代町教育委員会教育長島村圭一から挨拶を申し上げます。		
事務局(司会)	3 自己紹介 名簿順に自己紹介をお願いします。		
事務局(司会)	4 会長・副会長選出 会長、副会長の選出を行います。 宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例第6条に基づき、立候補される方は挙手をお願いします。 (立候補者なし) 事務局に一任ということによろしいでしょうか。 (異議なし) 事務局の案として、令和8年度は会長を笠原小学校校長 山口隆夫様、副会長を百間中学校校長 栗原利夫様をお願いしたいと思います。 (異議なし) (席の移動)		
事務局(司会)	5 会長挨拶 会長の笠原小学校校長 山口隆夫様、御挨拶をお願いいたします。		
会長(司会)	6 協議・情報交換等		
事務局	(1) 宮代町いじめ不登校対策連絡会議について、事務局をお願いします。 「宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例」について説明いたします。 令和4年12月の宮代町いじめ問題調査委員会による「宮代町小学校児童のいじめ申立に関する調査報告書」の提言を受け、「宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例」の制定をし、令和5年4月1日から施行しております。あわせて、「宮代町いじめ防止基本方針」の見直しも行い、令和5年4月に改正をしました。本日、皆様に御参加いただいております「いじめ不登校対策連絡会議」については、「宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例」に示されております。条例の第1条から10条の内容について、確認をさせていただきます。 (第1条～10条を読み上げる) 本会議については、第7条第3項の通り、連絡会議は、第1号から第10号委員で構成する全体会議及び事務部門会議を基本としております。全体で集まるのは、第1回のみで、第2回と3回は、学校関係者のみの参加となります。ただし、臨時で開催する必要がある場合は、その都度御案内いたします。また、本日、参加いただいております「宮代町いじめ不登校対策連絡会議」は、「宮代町		

<p>会長（司会） 事務局</p>	<p>いじめ防止基本方針」にも示されております。いくつか確認します。</p> <p>本会議は、いじめ防止対策推進法の規定に準じて作られたもので、いじめ問題に関する施策の推進及び調整、町内におけるいじめ問題・不登校の現状把握、分析等に関する情報交換や協議を行う機関となっています。そのため、協議の中ではそれぞれの学校の児童生徒一人一人についての話題が出てくる場合もありますが、ここで知り得た情報につきましては、口外しないようお願いいたします。</p> <p>各学校では、毎年、各学校における「いじめの防止等のための基本的な方針」の見直しをお願いします。今回、御参加の皆様におかれましては、現在、学校が抱えている諸問題について御理解いただき、それぞれの立場からできることについて、御意見いただければと思っております。ぜひ、積極的な御意見をお願いします。</p> <p>(2) 埼玉県及び宮代町のいじめ・不登校の現状について、事務局をお願いします。</p> <p>埼玉県・宮代町の「いじめ・不登校の現状と課題」についてお話しいたします。</p> <p>はじめに埼玉県の状況についてでございます。ポイントをしばって御説明いたします。</p> <p>資料1をご覧ください。暴力行為についてですが、昨年度と比較して、小中とも増加傾向にあります。いじめの認知件数についてでございます。学年を追うごとに減少傾向にあるということ、令和6年度と令和7年度を比較すると小学校は減少し、中学校は増加しております。不登校児童生徒についてでございます。不登校児童生徒数については、令和6年度と比較すると、小学校では増加傾向ではあるが増加率は下がっております。中学校では令和5年度以降減少傾向となっております。経年変化でみると、進級するにつれて増加しております。また、新規に不登校になる児童生徒は、中1が多いということです。</p> <p>資料2をご覧ください。文部科学省から平成28年に出されているものです。「いじめの認知について」改めてご確認をお願いいたします。また、令和6年8月30日に改訂された「いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの概要」も御確認いただき、未然防止・平時からの備え等ご対応をお願いいたします。</p> <p>資料3をご覧ください。宮代町の「いじめ・不登校の現状」についてでございます。過去5年間それぞれの年度における「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果の抜粋です。</p> <p>「1 いじめの認知件数」に関しては、小学校は減少・中学校は増加となっております。日頃から、各校で工夫しながらいじめ防止等にお取り組みいただいていることが小学校では減少につながった要因の一つと考えております。また、中学校では増加している所ではありますが、積極的な認知も要因の一つと考えております。改めて、いじめの認知については、早期から把握・発見をし、見守りや必要に応じて指導を行うこと、解決につなげていくために、引き続き、積極的な認知を行っていくこと。指導が困難だったり、解決までに時間を要したりするケースもありますが、各校で組織的な対応を行っていくことをお願いいたします。</p> <p>いじめの態様としては、「ひやかしかからかい」「嫌なことを言われる」が多くあげられています。今後も、教職員・児童生徒・保護者・地域に対して「いじめの定義」の周知徹底を図るとともに、対応にあたっては、各校で定めている「いじめ防止等のための基本的な方針」や文部科学省から出されているガイドライン等に沿って、適切な対応をお願いします。また、小中の連携、家庭や地域との連</p>
-----------------------	---

	<p>携を密にしながら、是非「積極的な生徒指導」の推進を組織的に図っていただければと思います。</p> <p>次に、「2 不登校児童生徒数」についてです。令和7年度は小学校が18名、中学校が33名の合計51名となっており、昨年度と比較すると9名減少しております。こちらの調査人数には、宮代町教育支援センター「みらい」に通っている児童生徒も、「不登校にカウントする」ということになっております。支援センターの支援や相談により学校に復帰できた児童生徒もおります。不登校の理由につきましては、多岐にわたっております。子供たち一人一人の状況をしっかり把握して、きめ細かな指導や支援がますます重要であることを感じております。</p> <p>「4 町の主な取組」にもあるとおり、課題解決に向けた支援を継続して行ってまいります。今年度は学校問題解決のためのスクールロイヤーを配置いたしました。目的は「いじめ等の学校の管理運営に係る諸問題に対し、法的観点から踏まえた早期対応を可能とすることで、子供たちが安心して通える学校づくりに寄与し、これにより子供の最善の利益を実現することを目的に実施するもの」となっております。心理士によるウイスク検査は、対象は誰でもというわけではなく、例えば、特別支援学級への教育形態の変更を考えている児童生徒の保護者から相談があった場合に、ニーズを加味して、受けるかどうか判断するようになります。保護者、相談員、教員等の相談を行い、運用してまいります。</p> <p>いじめ・不登校への対策や対応については、学校だけではなく、家庭の連携、小中の連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、関係機関や地域との連携など、学校の枠組みを越えた取組が必要です。教育委員会としましても、引き続き皆様と一緒に子供たちのよりよい成長への支援に取り組んでまいります。</p>
会長（司会）	<p>(3) 各校におけるいじめ・不登校防止対策に関する取組等についての発表となりますが、これ以降は宮代町情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報が含まれる議事内容となりますので、非公開とします。</p>
事務局（司会）	<p>(4) ～ (6) 非公開</p>
事務局（司会）	<p>7 事務連絡 次回の会議は、令和8年11月17日（火）午後3時30分から進修館大ホールで開催予定です。第2回の参加者は、委員のうち第1号から第4号の委員となります。今後、臨時で会議を開催する必要がある場合は御案内いたします。</p>
事務局（司会）	<p>8 閉会 以上で令和8年度 第1回宮代町いじめ不登校対策連絡会議を終わりにします。</p>